

【諮問第 10 号】

マイコンシティ立地計画調査票非公開の件

63 川公審第 9 号

昭和 63 年 6 月 11 日

川崎市長 伊藤 三郎 殿

川崎市公文書公開審査会

会長 山田 二郎

公文書の閲覧の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和 62 年 1 月 9 日付け 61 川経マ第 57 号をもって諮問のありました公文書の閲覧の請求拒否処分（マイコンシティ立地計画調査票非公開の件）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

マイコンシティ立地計画調査票を非公開としたことは妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、昭和61年11月19日付けで不服申立人がなした「マイコンシティ立地計画調査票」の閲覧請求に対して、川崎市長が、同年12月4日付けで川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号、以下「条例」という。）7条1項2号及び同項3号イに該当するとして行った前記公文書閲覧請求拒否処分の取消しを求めるといふものである。

3 請求公文書及び非公開部分

(1) 請求公文書

不服申立人の閲覧請求公文書は、昭和61年11月19日付け「公文書閲覧等請求書」によると『栗木第2土地区画整理事業に係る環境影響評価報告書』（昭和61年3月発行）の38頁の「マイコンシティ用地計画」の項に「なお、企業調査（昭和60年実施）から推定すると立地企業数、約60社、建物延面積、従業員数は、それぞれ170,000㎡、10,000人となる予定である」と記されています。「60社、10,000人」の具体的内容（中味）……（具体的には、企業名、所在地（本社の）、電話番号）……を記す公文書』とあり、これだけの記載では、具体的にいかなる公文書を指し示すものか必ずしも明確でない。しかし、不服申立人自ら、前記「公文書閲覧等請求書」末尾において、かっこ書きではあるが、閲覧請求対象公文書を「調査表」と付記しており、また、実施機関が不服申立人の閲覧請求対象公文書を「マイコンシティ立地計画調査票」と解して本件拒否処分を行ったことについて、不服申立人は、少なくとも閲覧請求の対象公文書が何であるかの点に関しては争っていない。

以上のことからすると、本件請求公文書は、「マイコンシティ立地計画調査票」であると判断される。なお、不服申立人の「公文書閲覧等請求書」並びに実施機関の「公文書閲覧等請求拒否通知書」には、「マイコンシティ立地計画調査表」と記載されているが、実施機関の「非公開理由説明書」等からすると「マイコンシティ立地計画調査票」の誤記であることが認められる。

(2) 非公開部分

実施機関は、本件公文書たる「マイコンシティ立地計画調査票」の全部について閲覧を拒否している。

4 不服申立人の主張要旨

不服申立人は、マイコンシティ計画全体に対する評価等を含め主張を展開するが、本

件公文書閲覧請求拒否処分を審査する観点からは、不服申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

(1) 条例7条1項2号該当性について

実施機関は、本件請求公文書たる「マイコンシティ立地計画調査票」(以下「本件調査票」という。)は、条例7条1項2号に該当すると主張する。しかし、同号ただし書アは、「人の生命、身体又は健康を保護するため公開が必要と認められる情報」は、公開すべきと定めている。環境問題を市民自身が検討し、同時に市がマイコンシティ計画に関して議会で公約した「無公害・平和産業」を検証するためにも、ただし書アにより、公開すべきである。

(2) 条例7条1項3号イ該当性について

実施機関は、本件調査票は条例7条1項3号に該当すると主張する。確かに、本件調査票の公開により、市が調査対象企業との信頼関係を損ねる等の側面があることは否定できない。しかし、市は、同時に市民ないし住民との関係、すなはち市民にとって一番基本的でかつ市が議会で公約した「無公害・平和産業」の観点から、「企業名」だけでも公開すべきである。

5 実施機関の主張及び応答要旨

実施機関の主張及び応答要旨は、以下のとおりである。

(1) 条例7条1項2号該当性について

本件調査票のうち、「企業概要」は、当該企業の生産活動、販売活動その他営業活動に関する情報及び企業の信用力に関する情報に該当し、「マイコンシティへの立地計画」は、当該企業の立地計画、営業計画、投資計画等企業の今後の計画及び方針に関する情報に該当する。したがって、本件調査票の公開は、当該企業の活動現況、内部事情、更に、中長期的な経営戦略等が推定又は明らかになり、将来の事業展開をも困難にし、企業の事業活動上の利益を著しく害することが明らかであり、条例7条1項2号に該当する。

不服申立人は、「企業名」だけでも公開すべきであると主張する。しかし、企業名の公表によって当該企業の経営戦略が容易に同業他社から推定され、競争上不利益となる。更に、(単なる立地意向調査たる)本件調査へ協力した企業が、企業名が公になって、かつ、最終的に立地しなかったとき、企業のイメージを損なうことも起こりうる。したがって、「企業名」の公開はなされ得ない。

不服申立人は、本件調査票は、条例7条1項2号ただし書アに該当すると主張する。しかし、マイコンシティ計画の実施に当たっては、立地企業の業種・業態の範囲を細かく制限し、既に「公害」問題を起こした企業を排除することからして、本件は、ただし書アに該当しない。

(2) 条例7条1項3号イ該当性について

企業側から、本件調査票の提出はマイコンシティへの進出に係る具体的意向及び将来構想が第三者に明らかになるおそれがあるとして、本件調査票の提出について強い難色が示されたが、マイコンシティ計画の推進のため、本件調査票に基づく資料収集が不可欠であるため、「川崎市としては絶対に公表しない」との条件の下に、各企業の提出を得たものである。このような経過から、本件調査票を公開することは、本市と企業との信頼関係を損なうとともに、マイコンシティへの立地計画変更若しくは立地拒否企業も考えられ、事業計画の大幅な変更及び遅延等、市政の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがある。

更に、これらの情報を公開することにより、市が今後行政を行っていく上での資料収集確保に著しい支障を生ずるおそれがある。

6 審査会の判断

(1) 本件調査票の性格

本件調査票は、実施機関主張等から判断すると、市がマイコンシティ計画を立案する上での資料とするために、個別企業に対して、マイコンシティへの立地の意向ないし可能性を調査したものである。回答を寄せた企業としても、マイコンシティへの進出を既に決定した又は進出が確定的であるといった具体化した段階にきているというわけでは必ずしもない。すなわち、本件調査票は、市のマイコンシティ計画の立案過程における情報収集の一つとして、「マイコンシティ」構想の概念上、進出の可能性が論理的に考えられる企業を対象に、どのような業種の企業が、どの程度の規模と内容で、マイコンシティへの立地の可能性を考慮中であるか、ゆるやかながらその意向を探る目的で実施されたものと考えられる。

当審査会は、上のような意味での本件調査票は、公開に親しまず、条例7条1項3号イに該当し、非公開が妥当であると考えられるものである。以下その理由を述べる。

(2) 条例7条1項3号イ該当性について

条例7条1項3号イは、まず、形式的要件として、市政執行に関する情報のうち、「検査の計画、入札の予定価格、試験の問題、交渉の方針、紛争の処理方針等の市...が行う事務又は事業に関する情報」を、非公開となりうるものとして挙げている。本件調査票は、この中に直接含まれるものではないが、本号が「検査の計画.....等」と規定されていることからして、公開になじまない情報を単に例示しているだけあって、他のものを全く排斥するという意味で限定的に列記したものではないと解するのが、文理上の帰結である。そして、本件調査票は、マイコンシティ計画の立案過程における市の情報であり、条例7条1項3号イの「市.....が行う事務又は事業に関する情報」に含ましめて、何ら支障がないと解される。

更に、非公開の実質的要件として、「公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのある」情報であることが必要である。本件調査票は、(1)で述べたように、未だ確定的な立地の意思表示を企業が示したのではなく、単にいくらかでも可能性のある場合に回答を寄せたものと認められる。仮に、これを公開してしまうと、当該企業が本来的に公開を望まないところの仮定的な研究ないし営業上の戦略が、激しい競争状態にある同業他社に分かってしまうという結果を招きうる。そうすると、単に本件調査票を公開された企業が、マイコンシティ計画への当該企業の進出の可能性をご破算にしたり若しくは縮小させるといった形で、現在進行中の市のマイコンシティ計画へ多大の悪影響を与えるだけにとどまらないで、このような仮定的法人情報が公開されうるとして、本件調査票を提出していない他の企業に関しても、マイコンシティ計画への進出意欲に、明らかに水をさすこととなると思われる。これらのことから、本件調査票は、条例7条1項3号イの「事業の……適正な執行を妨げるおそれのある」情報に該当すると考えられるのである。

(3) 企業との「非公開」の約束の意味

たまたま、市が本件調査に際して「川崎市としては絶対に公表しない」との条件の下に本件調査票の提出を企業側に求めたということと、本件調査票が条例7条1項3号イに該当し非公開が妥当であるとの当審査会の判断は、何ら直結するものではない。市が企業からの情報収集の際に非公開の約束をしたかどうかは非公開の決め手となるのでは断じてない。そうでなくて、客観的にみて、当該情報が条例に照らして非公開事由に該当するかどうかを、個別に判断するにとどまるのである。

(4) 部分公開の可能性

上に述べたことから、本件調査票の全部公開は認められないが、部分公開が可能かどうか、当審査会は慎重に検討を行った。その結果、仮に本件調査票の一部を公開すると、結局のところ、市販情報などから、比較的容易に当該企業名を推察することが可能になり、(2)で述べた点から、認め難い結果を招くことになる。更に、もともと本件調査票は、全体として一体不可分のものとして企業によって作成され、かつ、市によって収集（管理・利用）されているものと考えることが可能である。したがって、当審査会は、結論としては、全部非公開が妥当と考えるのである。

(5) よって、その余の点を検討するまでもなく、本件非公開処分は妥当である。